

上三川町木造住宅耐震診断士派遣実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上三川町耐震改修促進計画を推進するため、上三川町が住宅に対し実施する耐震診断士派遣事業に必要な事項を定め、地震に対する住宅の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき実施する耐震診断をいう。
- (2) 耐震診断士 国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習又はこれと同等と町長が認めるものを受講し、受講修了書の交付を受けた建築士をいう。

(対象住宅)

第3条 対象となる住宅は、町内にある住宅で次の各号に掲げる要件を全て満たす住宅（以下「対象住宅」という。）とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された木造二階建て以下の一戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供している併用住宅を含む。）
- (2) 在来軸組工法により建築された賃貸を目的としない住宅

(業務)

第4条 町長は、対象住宅に耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施する。

- 2 前項の耐震診断士の派遣及び耐震診断に係る費用については上三川町の負担とし、予算の範囲内で実施する。
- 3 町長は、第1項に規定する耐震診断を町長が適当と認める団体（以下「業務委託先」という。）に委託することができる。

(申込み)

第5条 耐震診断士の派遣を希望する者は耐震診断士派遣申込書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、町長に申し込まなければならない。

- (1) 対象住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類（登記事項証明書又は固定資産税家屋評価証明書等）
- (2) 申込者と対象住宅の所有者の関係が確認できる書類（申込者と所有者が同一でない場合に限る。）
- (3) 申込者及び対象住宅の所有者が国税、都道府県税及び市区町村税等を滞納していないことを証する書類
- (4) 対象住宅の全体写真
- (5) 対象住宅の平面図及び仕上げ表等の図面（図面がある場合に限る。）
- (6) 派遣先の所在地がわかる案内図
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の耐震診断士の派遣を申し込むことができる者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象住宅を所有（共有を含む。）する個人又は対象住宅の所有者の3親等以内の親族であること。
- (2) 本要綱による耐震診断を初めて受ける者であること。
- (3) 過去に上三川町木造住宅耐震対策助成事業補助金交付要綱（令和2年上三川町告示第52号）による木造住宅耐震診断事業に対する補助を受けていない者であること。
- (4) 国税、県税又は市区町村税を滞納していないこと。（申込者が対象住宅の所有者以外である場合は、対象住宅の所有者を含む。）

（耐震診断士の派遣の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申込みが適正であると認めたときは、耐震診断士派遣決定通知書（別記様式第2号）により申込者に通知するとともに、耐震診断士派遣依頼書（別記様式第3号）により業務委託先に耐震診断士の派遣を依頼する。

(派遣の取消し)

第7条 町長は、正当な理由があると認める場合は、耐震診断士の派遣を取り消すことができる。

2 町長は、前項の決定をしたときは、耐震診断士派遣取消通知書（別記様式第4号）により申込者に通知しなければならない。

3 町長は、次の各号のいずれかに該当し耐震診断士の派遣を取り消した場合において、当該取消しに係る診断を既に実施しているときは、申込者に対して、期限を定めて、その診断に係る費用の賠償を請求することができる。

(1) 申込者が偽りその他不正な手段により派遣の決定を受けたとき。

(2) 派遣日時間際の中止や診断業務中の妨害等により業務が遂行できず、町又は業務委託先に損害を与えたとき。

(3) この要綱その他法令等に違反したとき。

(4) その他町長が申込者に明らかに過失があると認めるとき。

(結果報告)

第8条 耐震診断士は、第4条第1項の業務を完了したときは、耐震診断実施結果報告書（別記様式第5号）により申込者に報告しなければならない。

2 申込者は、前項の報告を受けたときは、耐震診断士派遣完了報告書（別記様式第6号）に耐震診断結果報告書を添えて町長に報告しなければならない。

(申込者に対する助言)

第9条 町長は、申込者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な助言をすることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、耐震診断士の派遣に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。